

相互貸借資料を延滞した場合の取り扱いについて

令和8年4月
京都府立図書館

他の図書館から借り受けて提供した資料（相互貸借資料）を、延滞された場合、以下の利用制限を行います。

1. 延滞期間が14日以内の場合

14日以内の延滞を3回（3冊）繰り返した場合、3回目の延滞となった日（返却期限日の翌日）から3か月間、借り受けした資料の貸出しを行わず、館内閲覧のみとする。

3か月間経過後は貸出を認めるが、再度延滞された場合は、延滞となった日（返却期限日の翌日）より1年間、館内閲覧のみとする。

2. 延滞期間が15日以上の場合

返却期限日から15日以上経過しても返却されない場合は、経過した日から3か月間、予約は受け付けしない。

ただし既に申し込みを受付し、到着した相互貸借資料は、館内閲覧のみ認める。

3カ月経過し受付可能になった後、3ヶ月間は館内閲覧とする。

その後は貸出を認めるが、再度延滞された場合は、延滞となった日（返却期限日の翌日）から1年間、新しい相互貸借の受付は行わない。また、1年経過し受付可能となった後3ヶ月間は館内閲覧とする。